

上里町開発行為 指 導 要 綱

かみ さと まち
上 里 町

上里町開発行為指導要綱について

上里町は、昭和47年4月に県知事から児玉都市計画区域の一部として町全域が都市計画区域に指定されています（非線引き都市計画区域）。

都市計画区域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制し、良好な宅地水準と立地の適正性を確保するため、都市計画法、その他諸法令によって開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）が規制されています。

「上里町開発行為指導要綱」は、本町における開発行為について、無秩序な宅地等の開発を防止し、適正な土地利用及び良質な宅地水準を確保することを目的とします。

また、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の実現に向け、豊かな自然とまちが調和した、コンパクトで持続可能なまちを開発事業者と協働で創りあげていくことを目指すものであり、開発事業者の皆様におかれましても、特段のご協力をお願いします。

令和4年4月

児玉郡 上里町

第5章 農業施設の保全

第26条 農・林地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

第6章 その他一般的事項

第27条 公共施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

第28条 医療、購買施設等・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

第29条 工事中の公害防止・・・・・・・・・・・・・・・・P 8

第30条 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8

別表 窓口主管課（局等）一覧表・・・・・・・・・・・・省略

開発協議申請の様式等

様式第1号 開発協議申請書・・・・・・・・・・・・省略
開発行為概況書・・・・・・・・・・・・省略
様式第2号 土地の権利者の同意書・・・・・・・・・・・・省略
様式第3号 工作物の権利者の同意書・・・・・・・・・・・・省略
様式第4号 工事着手届出書・・・・・・・・・・・・省略
様式第5号 工事完了届出書・・・・・・・・・・・・省略
様式第6号 工事しゅん工検査申請書・・・・・・・・・・・・省略
様式第7号 開発行為指導要綱に関する工事の検査済証・・・・・・・・・・・・省略
様式第8号 誓約書・・・・・・・・・・・・省略

添付図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9

開発協議申請書作成上の注意点・・・・・・・・・・・・P 11

雨水の浸透施設について・・・・・・・・・・・・・・・・P 12

上里町開発行為指導要綱に関する協議主管課一覧・・・・・・・・裏表紙

上里町開発行為指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本町において行われる住宅地造成事業等開発行為の施工に関し、都市計画法の主旨に基づく規制と協議により無秩序な開発行為を防止し、かつ、良好な生活環境と明るく住みよい都市実現に寄与し、あわせて学校、公園等公共施設の整備拡充を図ることを目的とする。

(適用の基準)

第2条 一般的基準は、本町内において開発される面積 1,000 m²以上の開発行為に適用する。

ただし 1,000 m²未満の場合であっても貸家、建売及び共同住宅等の場合は5戸（世帯）以上については適用するものとする。

2 累積開発の場合は、概ね連続した土地において 1,000 m²未満の一般的基準の対象とならない開発行為が数回にわたり、その累積面積が 1,000 m²以上又は、5戸（世帯）以上となった場合には、本基準を準用する。

(開発行為に関する協議)

第3条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ担当部門と調整を図り、開発協議申請書（様式第1号）を町長に提出して協議するものとする。

(区画面積)

第4条 一般分譲住宅地となる場合の1区画の造成面積は 150 m²以上とする。

ただし、旧地主の還元地についても同様とする。

(利害関係人の同意)

第5条 事業計画を定めるときは、あらかじめ周辺地域に及ぼす影響を考慮して必要ある場合は、土地の権利者の同意書（様式第2号）及び工作物の権利者の同意書（様式第3号）を添えるものとする。

(損害補償)

第6条 事業主は、事業施工過程において事業主の責に帰すべき理由により道路、農作物、その他に損傷を与えたときは、遅滞なくその復旧あるいは補償にあたるものとする。

(着工、しゅん工検査)

第7条 事業主は、工事施工に関して主管課（別表に定める。）と十分協議するものとし、必要に応じて工事施工中町の立ち会いを受けるものとする。

- 2 事業主は、工事に着手したときは、工事着手届（様式第4号）を提出し、工事完了後は町に工事完了届（様式第5号）を提出し検査を受けるものとする。
- 3 町は、工事しゅん工検査申請書（様式第6号）によりしゅん工検査結果が指導要綱の規定に適合すると認めた場合、検査済証（様式第7号）を事業主に交付するものとする。

（共同住宅等の限定基準）

第8条 第4条によって施工した1区画には、3階以下の専用住宅1戸を建築することが原則であって、1区画若しくは数区画にわたる共同住宅等を建築することはできない。

第2章 中高層の建築物

（中高層建築物）

第9条 建築主は中高層建築物で「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」（以下「県要綱」という。）に該当する建築物は、県要綱の規定に基づき次により適切な措置をすること。

（日照）

第10条 建築主は、建築予定地の周辺の建築物の日照が確保されるように十分配慮するとともに、日照等について紛争を生じた場合においては責任をもって処理する旨の誓約書（様式第8号）を提出すること。

（電波障害）

第11条 建築主は、建築物の建設によって周辺地域のテレビジョン、ラジオ、防災無線等の電波障害が生じた場合には、それを排除するため、必要な措置を講ずる旨の誓約書（様式第8号）を提出すること。

（工事中の騒音対策等）

第12条 建築主又は工事施工者は、工事期間中周辺住民に対する迷惑を最小限にとどめるため、騒音、振動等の防止に十分な措置をするとともに、作業工程、作業時間等十分な配慮をする旨の誓約書（様式第8号）を提出すること。

第3章 施設基準

（道路）

第13条 開発区域外の道路、街路への取付道路は事業主の負担において施工し、開発区域内の幹線道路、主要道路は都市計画法第33条及び同法施行令第25条を適用し施工しなければならない。

ただし、道路幅員は原則として有効5.5m以上とし、3,000㎡未満の開発における私道は、道路位置指定を受けるものとする。

- 2 道路はすべて舗装とし構造については主管課と別途協議するものとする。

- 3 道路は見通しのきくよう直線が望ましい。
- 4 町に帰属することになる道路は排水施設を設け町の指導の下に完備する。
- 5 造成地内に駐車場を設け、路上駐車防止に努めなければならない。
- 6 道路の計画にあたっては、町の都市計画に適合するよう事前に主管課と協議するものとする。
- 7 道路防護をするため崩壊防止施設及び交通保安のための防護柵等を設けること。
- 8 道路の路面には、原則として電柱等の施設を設置しないこと。
- 9 占用物件の取扱いについては、町と事前に協議すること。
- 10 地下埋設物件については、道路工事施工前において施設の工事を完了すること。

(雨水対策)

- 第14条 降雨等により路面上を流れる水及び近接地帯から道路面に流入する水を処理するため原則として道路両側にU型側溝又はL型側溝を設けなければならない。
- 2 施工地域外への排水施設は原則として専用排水路を設置するものとする。
 - 3 河川水路敷への放流については本庄県土整備事務所等と協議後、護岸擁壁等の施設を施工し、河川水路敷の保護を事業主の責任において行うものとする。

(公園広場及び緑地)

- 第15条 施工区域の面積が3,000㎡未満の場合は、公園広場及び緑地の面積について別途町と協議するものとする。
- 2 施設については町と協議して定めるものとする。
 - 3 位置は開発区域内に居住することとなる町民の利用し易い地点を選定するものとする。

(水道)

- 第16条 開発行為を行おうとする者は、開発協議申請書を提出する前に、あらかじめ主管課と水道計画が把握できる書類及び図面を添えて協議するものとする。
- 第17条 給水申込者は、水道法等関係法令及び町水道給水条例並びに、町給水装置工事施行要領に基づいて施行するものとする。
- 第18条 給水申込者が公道等に布設した水道施設はしゅん工検査合格後無償譲渡するものとする。
- 第19条 給水申込者は、布設をしようとする同一区間内に、既存の給水管及び配水支管（以下「配水管」という。）がある場合には、配水管の輻輳を防ぐため、当該需要家の接続替えを前提に必要な応じて配水管を増径するものとする。
- 2 前項の増径に対する選定口径は、開発に要する計画使用水量のほか、当該需要家の使用水量を十分に供給できる給水口径を選択するものとする。
 - 3 前項により求めた給水口径が、分岐される配水管の口径よりも同口径以上の場合においては、分岐箇所の範囲を町が指定する当該分岐工事が可能な配水管まで延長するものとする。
 - 4 第2項の当該需要家の範囲は、前項の延長する管路とそれに並行する既存の管路から分岐されて

いる範囲とする。

(し尿処理)

第20条 し尿処理については、水洗し尿と雑排水とを処理する合併処理施設を設け浄化槽法に基づき維持管理するものとする。

(ごみ処理)

第21条 ごみ処理の円滑を図るため、主管課と協議して環境衛生上適当な場所に収集所を設けるものとする。

(消防・保安)

第22条 開発区域内に消防法等関係基準により必要な消防水利を町と協議し設置するものとし、その費用は事業主の負担とし、しゅん工検査合格後町に無償譲渡するものとする。

- 2 開発区域内に消防分署、警察派出所等保安施設を設置する必要があると町が認めた場合その用地について担当課と協議するものとする。
- 3 開発区域内に町と設置箇所等を協議し、事業主の負担において防犯灯（街路灯）を設置するものとする。
- 4 消防水利は、地下式消火栓又は常時貯水量が40m³以上であること。
- 5 消防水利配置の原則は、防火対象物から一つの消防水利施設に至る距離は120m以内とする。

(交通施設)

第23条 交通施設は、町及び関係機関と協議して定めるものとする。

- 2 開発区域内の入居者の自家用自動車等の保有数を想定し必要な駐車施設を設けるものとする。

(盛土)

第24条 盛土については、既設道路及び新設道路面等を考慮し隣接地に弊害が出ないような高さ（概ね30cm以下を標準）に努めること。

第4章 教育施設等の整備

(教育)

第25条 計画戸数（世帯）1,500戸以上を建設する団地については、小学校1校の用地(20,000m²以上)を別途協議するものとする。

- 2 前項以外の場合で当該開発区域を中心とし半径500m以内に既設若しくは計画中の小学校がない場合で町が必要と認める場合には、別途協議するものとする。
- 3 中学校用地については、開発区域の規模及びその周辺地域の状況を考慮し、町が必要と認めた場合には、中学校用地を別途協議するものとする。

- 4 開発区域の規模により町が必要とするときは、当該開発区域内に保育所、幼稚園、公民館、集会所等の設置について事前に担当課と協議するものとする。

第5章 農業施設の保全

(農・林地)

第26条 農業用排水路には原則として排水はしないものとする。やむを得ず放流する必要が生じた場合には、事前に当該地域関係者と十分協議を行い同意を得ること。

なお、工事施工にあたっては主管課の指示に従い、工事費は事業主の負担とする。

- 2 農地を転用することによって、かんがい用水源の枯渇及び排水に支障を来すおそれのある場合には、事業主の責任において適切に措置するとともに、隣接農地の耕作に障害を及ぼさないよう十分措置するものとする。
- 3 近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼさないよう措置すること。

第6章 その他一般的事項

(公共施設の維持管理)

第27条 道路、公園、遊園地、広場等、町に帰属することとなる公共施設は、原則として2年を経過するまでの間は事業主が維持管理するものとする。

(医療、購買施設等)

第28条 医療施設、購買施設、その他の公益施設については、都市計画法施行令第27条に定めるところによるが、同条に定める開発行為の規模以下のものであっても居住者の利用上必要に応じ町と協議して配置するものとする。

(工事中の公害防止)

第29条 事業主は工事中の騒音、振動等について、付近住民に迷惑を及ぼさないよう努めると共に、事前に町と協議し公害防止に協力しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱に定めのないものについては、別に町長が定める。

添 付 図 面

提出部数	正本 1 部 副本 2 部 その他 7 部 (申請書、概況書、位置図、土地利用計画図、建物の平面図、 立面図、公図、計画平面図・断面図)
------	---

図面名称	標準縮尺	明示する事項
開発区域位置図	1/10,000 以上	1 施行地区 (朱書) 2 都市計画道路
公 図 写	1/500 以上	1 方位 2 隣地の地番 3 区域 4 地番、地目
土地利用計画図		1 施行地区及び工区の境界 2 宅地の境界、建築計画が決定している場合はその位置図、 形状 3 道路の位置、形状、幅員延長 4 広場、その他公共の用に供する空地の位置及び形状 5 給・排水施設については、その位置及び形状、種別、 材料、内のり寸法、流れの方向及びこう配 6 消防水利の位置及び構造 7 街灯の位置及び構造 8 方位 9 凡例
計画平面図・断面図		1 隣接地及び前面道路との計画地盤高さの明示されたもの
排水施設構造図	1/50	1 排水施設構造詳細図、人孔雨水樹等
道路横断図	1/20	1 道路構造詳細図
参考事項		○ 土地所有者の承諾書 ○ 土地登記簿謄本 ○ 代理人の場合は委任状 ○ 土地所有者、権利者等の印鑑証明

図面名称	標準縮尺	明示する事項	
擁壁構造図		(1) 練石積擁壁構造について ア 擁壁のりこう配及び高さ イ 石材寸法 ウ 裏込めコンクリートの品質、寸法（天端、地盤図、基礎位置） エ 基礎構造、材料、品質寸法 オ 透水層の位置及び寸法 カ 擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質並びに天端盛土、土羽りこう配の高さ キ 水抜き孔の位置、材料及び内径寸法 (2) 鉄筋コンクリート擁壁構造について ア 擁壁寸法（正面図、平面図、断面図等の作成） イ 使用コンクリート品質 ウ 鉄筋寸法及びかぶり寸法（配筋図） エ 施行目地及び伸縮目地の位置及び寸法 オ 基礎構造の種別及び寸法 カ 透水層の位置寸法 キ 擁壁を設置する前後の地盤及び土質。なお、天端より土羽を打つ場合は、その勾配及び寸法 ク 水抜き孔の位置、材料及び寸法 (3) 無筋コンクリート擁壁。その他構造は（1）及び（2）に準ずるものとする。	
公共施設の 新旧対照図	1/500	1 方位 開発区域の境界（朱書） 既存、廃止、新設の公共施設の位置及び対象番号、色分け ① 既存道路（黒）、水路（空） ② 廃止道路・水路（黄） ③ 新設道路（茶）、水路（青）	実測図により道路、水路別を記入する。
計 算 書		(1) 構造計算書 (2) 雨水及び汚水流量計算書 (3) その他、必要な計算書	
その他の図書		(1) 工事計画、特に土木計画（土取り、土捨場を含む。）と工期（雨期）の関連性及び地質、地盤の状況並びに土留施設、排水施設流末処理工等の計画 (2) 防災計画並びに防災措置態勢の具体的計画	

(注) 大規模な開発の場合は、平面図関係縮尺 1/20,000 以上にすることができる。

開発協議申請書作成上の注意点について

- 1 この開発協議申請書（以下「申請書」という。）は、3,000 m²未満の町の開発指導にかかるものについての記載例です。3,000 m²以上の開発については町での開発協議（事前協議）の後に埼玉県の開発許可申請が必要になりますので注意してください。
なお、開発許可については、町に申請する書式と異なりますので、詳細については、開発許可申請の実務の手引き（改訂版）〔(社)埼玉県建築士事務所協会発行〕等を参考にしてください。
- 2 土地の権利者の同意書（土地所有者でなく、第三者が申請人になる場合等）及び工作物の権利者の同意書（開発予定他に工作物等があり、開発申請者以外が所有者となっている工作物がある場合）が必要な場合には、該当する権利者（抵当権等の権利者も同様に含む）について必要事項を記載してください。
同意書には、印鑑証明印を捺印し、印鑑証明書を添付してください。
- 3 添付図面については、開発区域位置図、公図写、土地利用計画図等添付図面の順番でそろえてください。特に、土地利用計画図については、この図面で計画の概要が全て理解できる重要な図面ですので、できるだけ詳細に、かつ明瞭に記載してください。
- 4 提出部数は、正本1部、副本2部、その他7部（申請書、概況書、位置図、土地利用計画図、建物の平面図、立面図、公図、計画平面図・断面図を添付）です。
- 5 開発協議申請書の提出期限は、毎月5日（休日の場合は翌日）です。

雨水の浸透施設について

上里町では、少量の降雨でも河川が氾濫し被害を及ぼす恐れがあるため、宅地内に雨水の浸透施設を設置するよう、ご協力をお願いしております。

1 適用範囲

上里町開発行為指導要綱の適用される開発行為で、開発区域面積が 3,000 m²未満のものについて適用します。なお、開発区域面積が 3,000 m²以上のものについては、別途協議してください。また、開発区域面積が 1 ha 以上のものについては、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が適用されます。

2 算定方法

まず、発生する計画最大雨水量（Q1）を求め、設置する雨水浸透施設の能力（Q2）を算定し比較します。Q2 > Q1 であればOKです。

(1) 計画最大雨水量（Q1）の算定（合理式による）

$$Q1 = 1/360 \times C \times I \times A \quad (\text{m}^3 / \text{sec})$$

Q1 : 計画最大雨水量 (m³ / sec)

C : 統括流出係数

I : 降雨強度 = 57 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

ア 統括流出係数

統括流出係数は、表-1 に示す工種別基礎流出係数から集水面積全体を加重平均して求めます。なお、開発行為の目的が戸建住宅（建売・分譲を含む。ただし、戸建の貸家は除く。）の場合は加重平均せずに、「統括流出係数=0.5」で算定してください。

(2) 雨水浸透施設の能力（Q2）の算定

ア 表-2 の基本式を用い、雨水浸透施設の形状（円筒マス、浸透トレンチ等）及び寸法から、当該雨水浸透施設の比浸透量Kを求める。

イ 基準浸透量 Q_f （浸透施設 1 個あたり、又は施設延長 1 mあたりの浸透量）を
求める。

$$Q_f = K \times f \quad (\text{m}^3/\text{hr})$$

f : 飽和透水係数 = 0.27 (m/hr)

※ f は、飽和透水係数 $k = 7.5 \times 10^{-3}$ (cm/sec) の単位を (m/hr) に
合わせるにより算定。

$$[7.5 \times 10^{-3} \text{ (cm/sec)} \times 3600/100 = 0.27 \text{ (m/hr)}]$$

ウ Q_f に設置個数 N （浸透トレンチ及び矩形マスの場合は施設延長 L ）を掛けて、
全体の浸透施設的能力 Q_2 を求める。

$$Q_2 = 1/3600 \times Q_f \times N \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

(3) 浸透対策効果の確認

「(1) で求めた Q_1 」と「(2) で求めた Q_2 」を比較する。

$Q_2 > Q_1$ であればOKです。

$Q_2 \leq Q_1$ の場合は、浸透施設の数を増やし、 Q_2 を大きくする必要があります。

表-1 工種別基礎流出係数

工種別	流出係数
屋根	0.9
一般舗装	0.85
透水舗装	0.7
砂利・空地	0.2
芝・緑地	0.15

表-2(1) 各種浸透施設の比浸透量「K」の算定式

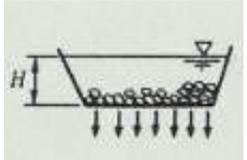
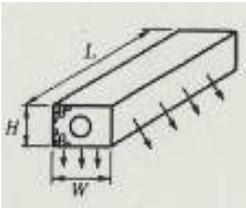
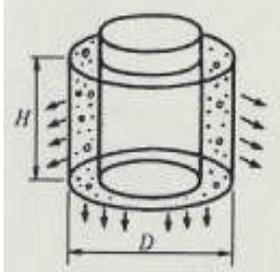
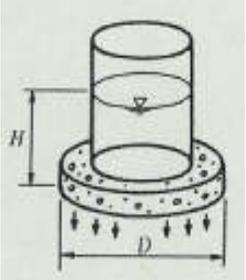
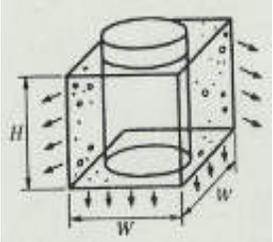
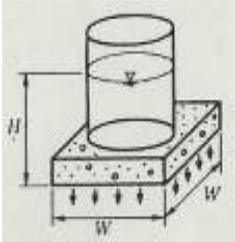
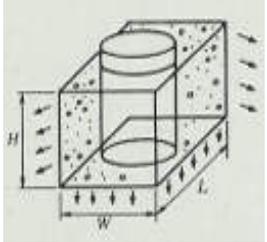
施設		浸透池	浸透側溝および浸透トレンチ	円筒ます			
浸透面		底面	側面および底面	側面および底面		底面	
模式図							
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	約1.5m	約1.5m		約1.5m	
	施設規模	浸透池は底面積が約400㎡以上	幅約1.5m	0.2m ≤ 直径 ≤ 1m	1m < 直径 < 約10m	0.3m ≤ 直径 ≤ 1m	1m < 直径 < 約10m
基本式		$K = aH + b$	$K = aH + b$	$K = aH^2 + bH + c$	$K = aH + b$		
		H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m) W: 施設幅(m)	H: 設計水頭(m) D: 施設直径(m)	H: 設計水頭(m) D: 施設直径(m)		
係数	a	0.014	3.093	$0.475D + 0.945$	$6.244D + 2.853$	$1.497D - 0.100$	$2.556D - 2.052$
	b	1.287	$1.34W + 0.677$	$6.07D + 1.01$	$0.93D^2 + 1.606D - 0.773$	$1.13D^2 + 0.638D - 0.011$	$0.924D^2 + 0.993D - 0.087$
	c	-	-	$2.570D - 0.188$	-	-	-
備考		比浸透量は単位面積当たりの値、底面積の広い碎石空隙貯留浸透施設も適用可能	比浸透量は単位長当たりの値	-	-	-	-

表-2(2) 各種浸透施設の比浸透量「K」の算定式

施設		正方形ます						矩形のます
浸透面		側面および底面			底面			側面および底面
模式図								
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m						約1.5m
	施設規模	幅≤1m	1m<幅≤10m	10m<幅<80m	幅≤約1m	1m<幅≤10m	10m<幅≤約80m	延長約200m、幅約4m
基本式		$K=aH^2+bH+c$		$K=aH+b$				$K=aH+b$
		H:設計水頭(m) W:施設幅(m)		H:設計水頭(m) W:施設幅(m)				H:設計水頭(m) L:施設延長(m) W:施設幅(m)
係数	a	0.120W+0.985	-0.453W ² +8.289W+0.753	0.747W+21.355	1.676W-0.137	-0.204W ² +3.166W-1.936	1.265W-15.670	3.297L+(1.971W+4.663)
	b	7.837W+0.82	1.458W ² +1.27W+0.362	1.263W ² +4.295W-7.649	1.496W ² +0.671W-0.015	1.345W ² +0.736W+0.251	1.259W ² +2.336W-8.13	(1.401W+0.684)L+(1.214W-0.834)
	c	2.858W-0.283	-	-	-	-	-	-
備考		碎石空隙貯留浸透施設に適用可能	碎石空隙貯留浸透施設に適用可能	碎石空隙貯留浸透施設に適用可能	-	-	-	碎石空隙貯留浸透施設に適用可能

計 算 例 1

(条件)

開発行為の目的 建売分譲住宅

開発区域面積 1, 000 m²

1区画の面積 200 m²

設置する浸透施設 円筒マス (D=0.65 m、H=0.7 m) を4個設置する。

1 計画最大雨水量 (Q1) の算定

(1) $C = 0.5$

(2) $I = 57 \text{ (mm/h)}$

(3) $A = 0.02 \text{ (ha)}$

$$\begin{aligned} \text{よって、} Q1 &= 1/360 \times C \times I \times A \\ &= 1/360 \times 0.5 \times 57 \times 0.02 \\ &= 0.0015833 \text{ (m}^3/\text{sec)} \end{aligned}$$

2 雨水浸透施設の能力 (Q2) の算定

(1) 表・2 円筒マスの基本式より比浸透量Kを求める。

$$\begin{aligned} K &= aH^2 + bH + c \\ &= (0.475 \times 0.65 + 0.945) \times 0.7^2 + (6.07 \times 0.65 + 1.01) \times 0.7 \\ &\quad + (2.570 \times 0.65 - 0.188) \\ &= 0.6143375 + 3.46885 + 1.4825 \\ &= 5.5656875 \end{aligned}$$

(2) 基準浸透量Qf (浸透施設1個あたりの浸透量) を求める。

$$\begin{aligned} Qf &= K \times f \\ &= 5.5656875 \times 0.27 \\ &= 1.502735625 \end{aligned}$$

(3) Qf に設置個数Nを掛けて、全体の浸透施設の能力Q2を求める。

$$\begin{aligned} Q2 &= 1/3600 \times 1.502735625 \times 4 \\ &= 0.0016697 \end{aligned}$$

3 浸透対策効果の確認

Q1とQ2を比較する。

$$Q1 = 0.0015833 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$Q2 = 0.0016697 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

Q2 > Q1 となっているので、OK。

計 算 例 2

(条件)

開発行為の目的 共同住宅 (10 世帯)

開発区域面積 1, 0 0 0 m² (屋根 400 m²、透水舗装 500 m²、砂利 100 m²)

設置する浸透施設 浸透トレンチ (W=2.5m、H=1.2m、L=20.0m) を 1 個設置する。

1 計画最大雨水量 (Q1) の算定

(1) 表-1 に示す工種別基礎流出係数から集水面積全体を加重平均して統括流出係数 C を求める。

$$C = (400 \times 0.9 + 500 \times 0.7 + 100 \times 0.2) / 1000 = 0.73$$

(2) I = 57 (mm/h)

(3) A = 0.1 (ha)

$$\begin{aligned} \text{よって、} Q1 &= 1/360 \times C \times I \times A \\ &= 1/360 \times 0.73 \times 57 \times 0.1 \\ &= 0.01155833 \text{ (m}^3/\text{sec)} \end{aligned}$$

2 雨水浸透施設的能力 (Q2) の算定

(1) 表-2 浸透トレンチの基本式より比浸透量 K を求める。

$$\begin{aligned} K &= aH + b \\ &= 3.093 \times 1.2 + (1.34W + 0.677) \\ &= 3.093 \times 1.2 + (1.34 \times 2.5 + 0.677) \\ &= 7.7386 \end{aligned}$$

(2) 基準浸透量 Qf (浸透トレンチの施設延長 1m あたりの浸透量) を求める。

$$\begin{aligned} Qf &= K \times f \\ &= 7.7386 \times 0.27 \\ &= 2.089422 \end{aligned}$$

(3) Qf に浸透トレンチの施設延長 L を掛けて、全体の浸透施設的能力 Q2 を求める。

$$\begin{aligned} Q2 &= 1/3600 \times 2.089422 \times 20 \\ &= 0.0116079 \end{aligned}$$

3 浸透対策効果の確認

Q1 と Q2 を比較する。

$$Q1 = 0.01155833 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

$$Q2 = 0.0116079 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

Q2 > Q1 となっているので、OK。

上里町開発行為指導要綱に関する

窓口 主管 課 一 覧

総合窓口（受付）	まちづくり推進課	0495-71-6511
町総合振興計画に関すること。	総合政策課	0495-35-1238
消防、防災施設等に関すること。	くらし安全課	0495-35-1226
衛生、公害、交通安全施設等に関すること。	くらし安全課	0495-35-1226
道路、水路、排水先に関すること。	道路整備課	0495-35-1227
公園、広場、緑地等に関すること。	まちづくり推進課	0495-71-6511
農地に関すること。	産業振興課	0495-35-1235
土地改良施設に関すること。	産業振興課	0495-35-1232
埋蔵文化財に関すること。	生涯学習課	0495-33-2682
水道に関すること。	上下水道課	0495-33-4161
下水道に関すること。	上下水道課	0495-35-1228

※ 都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可等の事務は、埼玉県（川越建築安全センター 東松山駐在）にお問い合わせください（電話番号：0493-22-4341）。